

公 示 (企画競争)

令和 7 年 12 月 12 日

国立大学法人愛知教育大学会計監査人候補者の選定について

国立大学法人愛知教育大学

国立大学法人における会計監査人は国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 40 条（以下「準用通則法」という。）により、文部科学大臣が選任することとされています。

国立大学法人愛知教育大学についても同法の適用を受けることから、令和 8 事業年度から令和 10 事業年度に至る 3 年間を対象期間とする会計監査人候補者の選定について、下記により実施しますので、本学の会計監査人への就任を希望する監査法人または公認会計士の方（国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 41 条に定める資格を有する者に限る）から会計監査人候補選定のための企画書等を募集します。

記

1. 選任期間

今回の候補者の選定は、令和 8 事業年度から令和 10 事業年度に至る 3 年間が対象期間となるが、毎事業年度、文部科学大臣の選任を受けることから、契約期間は単事業年度とし、毎事業年度更新時に審査を行い、更新の可否を判断する。

2. 提出書類

- ① 「令和 8 事業年度から令和 10 事業年度に至る国立大学法人愛知教育大学の会計監査に関する企画書」（以下「企画書」という。別紙 1 のとおり。） 10 部
- ② 「監査報酬見積書」（以下「見積書」という。別紙 2 のとおり。） 1 部
- ③ 貴監査法人等の概要が記載されたパンフレット 10 部
- ④ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定を受けている場合はその写し（「企画書」5(3) 関連） 1 部

以上の書類により、学内選考委員会において総合評価により候補者を決定する。

3. 企画書及び見積書の提出期限及び提出場所等

提出期限：令和 8 年 1 月 13 日（火）17 時 00 分（必着）

提出場所：愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1 番地

国立大学法人愛知教育大学 財務・学術部 財務課 近藤

Tel: (0566) 26-2132

提出方法：郵送若しくは持参による

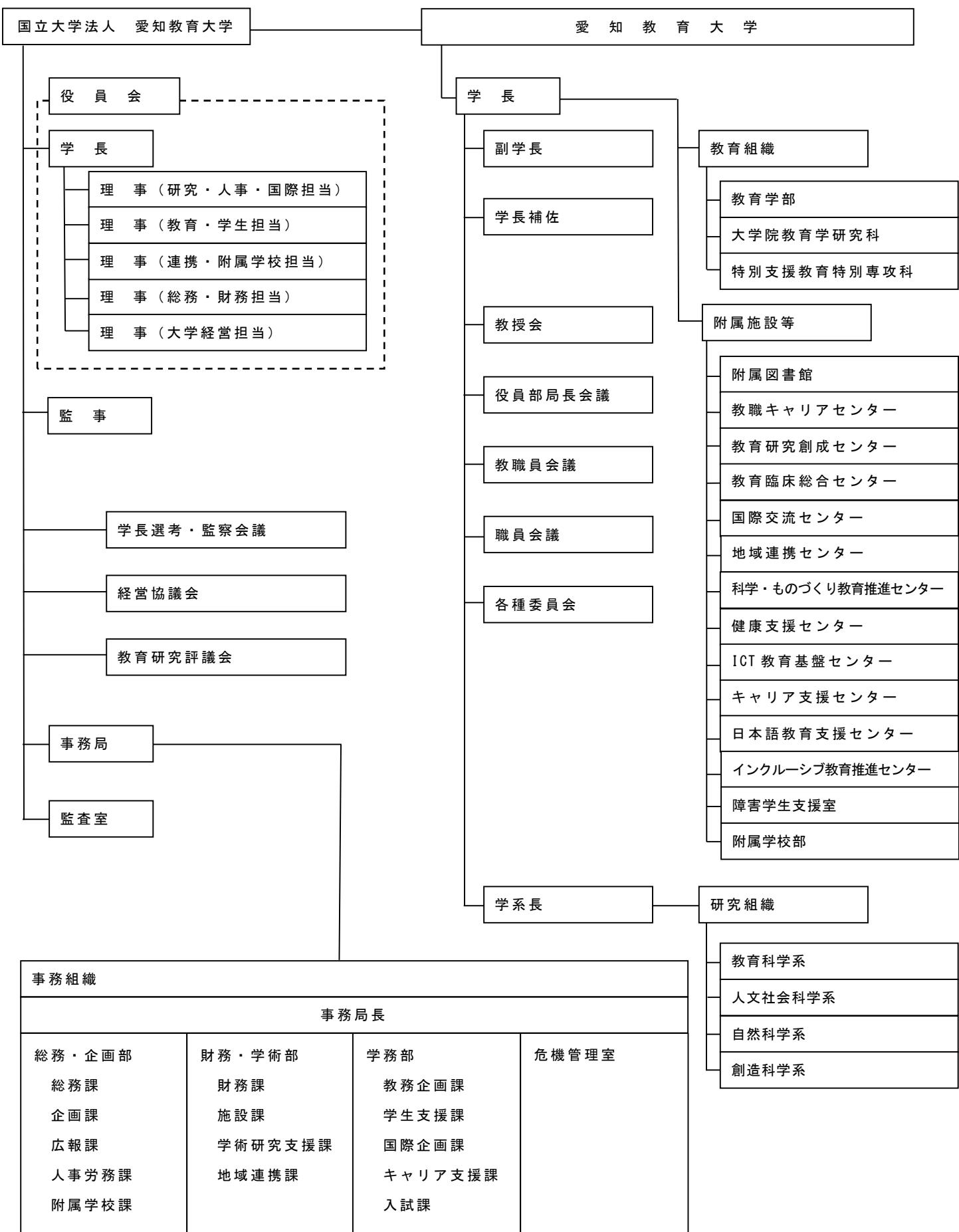
4. 選定結果報告

郵送により通知する。

5. 国立大学法人愛知教育大学の概要

- (1) 所在地 〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1番地
電話番号 0566(26)2111
ホームページアドレス <http://www.aichi-edu.ac.jp/>
- (2) 設置根拠法 国立大学法人法(平成15年法律第112号 平成15年10月1日施行)
- (3) 出資根拠法 国立大学法人法第7条第2項、第3項及び附則第9条第2項、第3項
- (4) 設置年月日 平成16年4月1日
- (5) 監督官庁 文部科学省
- (6) 事業の目的 (国立大学法人法第1条)
大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る
- (7) 事業の概要 (国立大学法人法第22条)
① 国立大学を設置し、これを運営すること。
② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
③ 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
⑤ 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
⑥ 当該国立大学法人から委託を受けて、当該国立大学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この号及び第二十九条第一項第五号において同じ。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。
⑦ 当該国立大学における研究の成果を活用する事業(第三十四条の五第一項に規定する事業を除く。)であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
⑧ 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。
⑨ 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
⑩ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- (8) 組織の概要(令和7年5月1日現在)
① 役員等 学長(定数1人)、理事(定数4人)、監事(定数2人)
② 職員数 539人

(9) 組織図 (令和7年12月1日現在)



(10) 資本構成

- ① 資本金額 43,684,143千円
- ② 出資者内訳 全額政府出資

(11) その他

令和7事業年度証票類（振替伝票）見込み 36,000件

9. その他

本件に係る照会先

国立大学法人愛知教育大学財務・学術部財務課 近藤 Tel: (0566) 26-2132

令和 8 事業年度から令和 10 事業年度に至る国立大学法人愛知教育大学の会計監査に関する企画書

○企画書の記載事項

1. 会計監査人の資格

- ① 国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 41 条による資格の有無について
- ② 会社法第 337 条第 3 項における欠格事由のこと並びに公認会計士法第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 34 条の 11 及び第 34 条の 11 の 2 並びに公認会計士施行令第 7 条及び第 15 条における特別の利害関係等のことについて

2. 会計監査人の業務

- (1) 監査の実施体制（3 年間を見通した監査実施体制について 単事業年度ごとに記載）

① 監査計画

監査計画策定の基本方針、年間監査実施日程・監査日数等の計画の概要を記載してください。

特に、複数事業年度継続することによる監査上の利点（前事業年度監査内容を踏まえて新しい視点での監査を行う等）を明記願います。

② 監査責任者の配置

本学の監査予定の監査チームの編成内訳を記載してください。（監査責任者配置及び公認会計士資格者的人数等）

- (2) 監査方法等

① 監査方法

3 年間を見通した具体的な監査方法について単事業年度ごとに記載してください。

② 監査における指導的機能

財務諸表等の作成における指導・助言の方法や実施体制について記載してください。

③ 学長、監事及び監査室との連携

学長、監事及び監査室との連携について記載してください。

3. 監査法人の概要

- (1) 監査法人の名称及び代表者

- (2) 出資金

- (3) 令和 6 事業年度業務収入（営業収益）

- (4) 愛知県内に所在する事務所の名称及び所在地

- (5) 事務所の数（国内・海外）

(6) 人員構成（令和8年1月1日現在）

事項	法人全体	〇〇事務所
社員 職員 公認会計士 その他	名	名
計		

4. 監査実績（令和7事業年度）

(1) 監査業務実績

事項	法人全体	〇〇事務所
国立大学法人 独立行政法人 その他	件	件
計		

(2) 主な監査業務の関与先

① 国立大学法人

事項	法人全体	〇〇事務所
〇〇大学	件	件

② 独立行政法人

事項	法人全体	〇〇事務所
	件	件

③ その他

事項	法人全体	〇〇事務所
	件	件

5. その他

- (1) 国立大学法人会計基準に関する情報提供について
国立大学法人会計基準に関する情報提供や、指導・助言の体制等について記載してください。
- (2) 国立大学法人に係る現状等の把握について
国立大学法人及び独立行政法人会計制度に関連する検討会議、専門部会等への参加状況並びにこれらに準ずる会議等への参加状況について記載してください。
- (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進について
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定状況について記載してください。
- (4) 自己評価（アピール）について
特筆すべき自己評価及び活動がありましたら記載してください。

○企画書はA4版でおおむね20ページ以内に記載

監査報酬見積書について

監査報酬見積書については、令和 8 事業年度から令和 10 事業年度の総額及び各事業年度の見積金額を下記により提出願います。

記

1. 宛先

宛先は、国立大学法人愛知教育大学長としてください。

2. 監査報酬見積書の内容について

- (1) 執務予定日数（延べ人日数も記載）
- (2) 見積額算定内訳（旅費等の必要経費を含む）
- (3) 見積金額及び監査日程等契約内容に大幅な変更が生じた場合の処理方法